

(1) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 を新設

旧	新
<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p><b>第1条</b> この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様が当行で、この約款に基づき、租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税累積投資契約」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「投資信託定時定額購入契約規定」を締結いただくことが必要です。</p> <p><b>(非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認</p>	<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p><b>第1条</b> この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 お客様が当行で、この約款に基づき、租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する「<b>特定非課税累積投資契約</b>（<b>特定累積投資勘定に係るもの</b>）」を締結されるには、併せて当行との間で「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「投資信託定時定額購入契約規定」を締結いただくことが必要です。</p> <p><b>(非課税口座開設届出書等の提出等)</b></p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>

旧	新
<p>を受ける必要があります。</p> <p><b>2</b> 当行での再開設、及び他金融機関からの変更設定 「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書は受付できません。</p> <p><b>3</b> お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p><b>4</b> 非課税口座廃止届出書の受付当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p><b>5</b> 非課税管理勘定又は累積投資勘定の他金融機関への変更お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが</p>	<p><b>2</b> 当行での再開設、及び他金融機関からの変更設定 「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は<b>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定</b>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書は受付できません。</p> <p><b>3</b> お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。</p> <p><b>4</b> 非課税口座廃止届出書の受付当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>が設けられていたとき</p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>が設けられることとなっていたとき</p> <p><b>5 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の他金融機関への変更</b> お客様が当行の非課税口座に設けられるべき<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以</p>

旧	新
<p>行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>第 2 条 6</b> 当行に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021 年 4 月 1 日において平成 29 年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021 年 12 月 31 日までに「非課税口座開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。</p> <p><b>8</b> (新設)</p> <p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等を行います。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分し</p>	<p>前に、設定年分の<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。なお、当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>が既に設けられている場合には当該<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>第 2 条 6</b> (削除)</p> <p><b>8</b> 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当行と租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める<b>特定非課税累積投資契約</b>を締結したものとみなして、同日に<b>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</b>を設定します。ただし、同日において当行に、第 3 項に定める<b>非課税口座廃止届出書</b>の提出をしたお客様は除かれます。</p> <p>(個人番号未告知口座の取扱い)</p> <p>第 2 条の 2 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税口座に 2018 年以降の<b>非課税管理勘定又は累積投資勘定</b>が設定されていない場合は、当行が定める日に当行に対して「<b>非課税口座廃止届出書</b>」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該<b>非課税口座</b>を廃止させていただきます。</p> <p>(<b>特定累積投資勘定の設定</b>)</p> <p>第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<b>特定累積投資勘定</b>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年以後の各年（以下、この条において</p>

旧	新
<p>て行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p><b>（累積投資勘定の設定）</b></p> <p><b>第3条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間の各年においてのみ設けられます。</p> <p><b>（非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理）</b></p> <p><b>第4条</b></p> <p><b>3 （新設）</b></p> <p><b>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p>	<p>「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2 前項の<b>特定累積投資勘定</b>は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への<b>特定累積投資勘定</b>の設定ができる旨等の提供があった日（<b>特定累積投資勘定</b>を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p><b>（特定非課税管理勘定の設定）</b></p> <p><b>第3条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための<b>特定非課税管理勘定</b>（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は<b>第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</b></p> <p><b>（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）</b></p> <p><b>第4条</b></p> <p><b>3</b> 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた<b>特定累積投資勘定</b>又は<b>特定非課税管理勘定</b>において処理します。</p> <p><b>（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</b></p> <p>第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた<b>特定累積投資勘定</b>においては、<b>お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」及び「投資信託定時定額購入契約規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式</b></p>

旧	新
<p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式</p>	<p>等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p>

旧	新
<p>等</p> <p>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>1 の 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項の規定により、当行に「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項第 1 号に規定する「当行が受理または当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</p> <p>2 第 1 項の規定にかかわらず、当行が定めるところにより、非課税管理勘定に受け入れない上場株式等があります。（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p><b>第 5 条の 2</b> 当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」「投資信託定時定額購入契約規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。））に限り受け入れます。</p> <p>①第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 40 万円（②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項で定める金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他</p>	<p><b>第 5 条の 2</b> 当行は、お客様の非課税口座に設けられた<b>特定非課税管理勘定</b>においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り受け入れます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当行が行う有価証券の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り受け入れます。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該<b>特定非課税管理勘定</b>に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるものを除く。）</p> <p>イ 当該合計額及び<b>特定非課税管理勘定基準額</b>（<b>特定非課税管理勘定</b>に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</p> <p>ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において<b>特定累積投資勘定</b>に受け入れている、買付けの委託等により取得した<b>特定累積投資上場株式等</b>の取得対価の額の合計額及び<b>特定累積投資勘定基準額</b>の合計額が 1,800 万円を超える場合</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準</p>

旧	新
<p>の年分の特定累積投資勘定をいいます。) から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>1の2前項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定により、当行に非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。))を提出されたお客様は、当該非課税口座開設届出書について、租税特別措置法第37条の14第7項第1号に規定する「当行が受理または当行に提出することができないものに該当しない旨」等が所轄税務署長から提供されるまでは、開設された非課税口座の累積投資勘定に上場株式等の受入れをすることはできません。</p> <p>2第1項の規定にかかわらず、当行が定めるところにより、累積投資勘定に受け入れない上場株式等があります。</p> <p>3お客様が当行において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14又は施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、又は平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」「投資信託定時定額購入契約規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p><b>第6条</b> 非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託または解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を經由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの</p> <p>イ 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること</p> <p>ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</p> <p>(譲渡の方法)</p> <p><b>第6条</b> 非課税管理勘定、累積投資勘定、<b>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託または解約の申込・償還による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を經由して行われる方法のい</p>

旧	新
<p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><b>第7条</b> 税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p><b>2</b> 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払</p>	<p>れかの方法により行います。</p> <p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b></p> <p><b>第7条</b> 特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、<b>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、<b>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</b>に受け入れなかったものであって、<b>当該各勘定</b>に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p><b>2 (削除)</b></p>

旧	新
<p>出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。</p> <p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条</b> この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます)。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から当行に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合一般口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合特定口座への移管</p> <p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の2</b> この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます)。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条</b> この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様が当行に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>②前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の2</b> この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。</p> <p><b>(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の3</b> この約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします(第2条第5項後段なお書きの規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます)。</p> <p>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p>

旧	新
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第10項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に</p>	<p>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の4 この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします(第2条第5項後段なお書きの規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p> <p><b>(累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)</b></p> <p>第10条 当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、又は特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客様から<b>住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</b></p> <p>② (略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に</p>

旧	新
<p>係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p><b>第10条の2</b></p> <p>(契約の解除)</p> <p><b>第13条</b></p> <p>⑤お客様が2021年12月31日において平成29年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日において当行に個人番号の告知をしていないことにより、令和3年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)」附則第73条第6項の規定に基づき、2022年1月1日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき2022年1月1日</p>	<p>係る<b>特定累積投資勘定並びに特定非課税管理勘定</b>に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p><b>第10条の2 (削除)</b></p> <p>(契約の解除)</p> <p><b>第13条</b></p> <p>⑤ (削除)</p>

(2) 投資信託規定集

改定前	改定後
<p>P12 <b>投資信託自動けいぞく（累積）投資規定</b> （金銭の払込み）</p> <p>第3条 申込者は自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書の最低申込単位等の条件を満たした金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当行ホームページに掲載するものとします。</p> <p>なお、1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものいたします。なお、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款により、お客様がつみたてNISAでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>	<p>P12 <b>投資信託自動けいぞく（累積）投資規定</b> （金銭の払込み）</p> <p>第3条 申込者は自動けいぞく（累積）投資口座を設定した指定投資信託の買付けにあてるため、1回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書の最低申込単位等の条件を満たした金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び<b>特定非課税累積投資</b>に関する約款（以下、本条において「当該約款」といいます。）」により、<b>申込者が特定累積投資勘定に係る累積投資契約に基づく取引</b>（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄<b>及び当該約款により、申込者が特定非課税管理勘定に係る累積投資契約に基づく取引</b>（以下「成長投資枠優先の累積投資取引」といいます。）での取得のお申込みをすることができる<b>投資信託の銘柄</b>については、当行ホームページに掲載するものとします。</p> <p>なお、1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、2回目以降は随時払込むものいたします。なお、当該約款により、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>

改定前	改定後
<p>P16 <b>投資信託定時定額購入契約規定</b> （買付銘柄の選定）</p> <p>第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。なお、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた累積投資勘定での取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定す</p>	<p>P16 <b>投資信託定時定額購入契約規定</b> （買付銘柄の選定）</p> <p>第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。なお、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び<b>特定非課税累積投資</b>に関する約款」（以下、「NISA 約款」といいます。）に基づき、お客様が非課税口座に設けられた<b>特定累積投資勘定</b>での取引（以下、「<b>つみたて投資枠</b>」）と</p>

改定前	改定後
<p>る、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。</p> <p>(金銭の払込)</p> <p>第6条</p> <p>3 払込金の金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価(払込金の額から、投資信託自動けいぞく(累積)投資規定第4条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は払込金額と同額とします。)の各年ごとの合計額(つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が40万円を超えることとなるような払込金額(複数銘柄の場合はその合計)の指定はできないものとします。</p> <p>(増額の払込)</p> <p>第7条</p> <p>2 増額の払込金の金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての前条第3項の払込金額と本項および第3項の増額の払込金額(投資信託自動けいぞく(累積)投資規定第4条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該増額の払込金額とします。)との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額の指定はできません。</p> <p>(解約)</p> <p>第14条</p> <p>2 前1項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、お客様が当該約款に規定する勘定の種類を累積投資勘定から非課税管理勘定に変更される場合、その変更により新たな非課税管理勘定が設定された日に終了するものとします。同日が第6条に定める引落日または第10条に定める買付の申込日に当たる場合は、同日における引落日または指定銘柄の買付けは行わないものとします。</p>	<p>ます。)で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。</p> <p>(金銭の払込)</p> <p>第6条</p> <p>3 払込金の金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がNISA約款に基づきつみたて投資枠での買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価(払込金の額から、投資信託自動けいぞく(累積)投資規定第4条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は払込金額と同額とします。)の各年ごとの合計額(つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額)が120万円を超えることとなるような払込金額(複数銘柄の場合はその合計)の指定はできないものとします。</p> <p>(増額の払込)</p> <p>第7条</p> <p>2 増額の払込金の金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がNISA約款に基づきつみたて投資枠での買付けをする場合は、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての前条第3項の払込金額と本項および第3項の増額の払込金額(投資信託自動けいぞく(累積)投資規定第4条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該増額の払込金額とします。)との各年ごとの合計額が120万円を超えることとなるような増額の指定はできません。</p> <p>(解約)</p> <p>第14条</p> <p>2 前項に定める場合のほか、NISA約款に基づく本サービスのご利用については、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申し出いただきます。</p> <p>なお、申込者が当該解約の申し出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座(特定口座を開設済みの申込者の場合)または一般口座での買付けとなることとなりますが、その場合、当行は裁量により、当行の任意の時期に申込者から本サービスの解約のお申し出があっ</p>

改定前	改定後
<p>P21 投資信託特定口座規定 (特定口座を通じた取引)</p> <p>第4条</p> <p>2. 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p>	<p>たものとして取扱うことができることとします。</p> <p>①NISA 約款第8条の3の規定に基づき、特定累積投資勘定が廃止される場合 特定累積投資勘定が廃止される日</p> <p>②NISA 約款第13条各号の規定により NISA 約款に係る契約が解除される場合 当該各号に掲げる日</p> <p>投資信託特定口座規定</p> <p>P21 投資信託特定口座規定 (特定口座を通じた取引)</p> <p>第4条</p> <p>2. 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の<b>特定</b>非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）については、上場株式等（<b>特定非課税管理勘定に受入れ可能な</b>国内非上場公募株式投資信託受益権に限ります。）の取引を当該非課税口座に設けられる<b>特定</b>非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p>

(3) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

改定前	改定後
<p><b>第2章 未成年者口座の管理</b> <b>(未成年者口座開設届出書等の提出)</b></p> <p><b>第2条</b> お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録又は預入れがされている上場株</p>	<p><b>第2章 未成年者口座の管理</b> <b>(未成年者口座開設届出書等の提出)</b></p> <p><b>第2条</b> お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (削除)</p>

改定前	改定後
<p>式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第3条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この規定の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載又</p>	<p>5 (削除)</p> <p><b>(継続管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第3条 (削除)</b></p> <p>2 (削除)</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載又は記</p>

改定前	改定後
<p>は記録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限りません。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内にお客様が当行で募集又は買付けの申込みにより取得をした、当行が取扱う国内非上場公募株式投資信託受益権(以下「株式投資信託」といいます。)で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる株式投資信託(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する株式投資信託</p> <p>2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れま</p>	<p>録がされる上場株式等につき、当該記載又は記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限りません。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 1 (削除)</p> <p>当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>

改定前	改定後
<p>す。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ （略）</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5</p>	<p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、<b>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号</b>に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定が<b>設けられた日の属する年の1月1日から5年経過する日（以下「5年経過日」といいます。）</b>の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる株式投資信託</p> <p>③ （略）</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（<b>第5条第1項第1号</b>若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客様がその年の1月1日において<b>18歳</b>である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する</p>

改定前	改定後
<p>項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を提出した場合又は当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>（継続管理勘定等への移管）</p> <p>第10条の2 （新設）</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第11条</p> <p>3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p><b>第3章 課税未成年者口座の管理</b></p> <p>（課税管理勘定における処理）</p> <p>第13条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。）</p>	<p>同号に規定する書面を提出した場合又は<b>当行</b>に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載又は記録がされる上場株式等は、<b>その年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）</b>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>（継続管理勘定等への移管）</p> <p><b>第10条の2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</b></p> <p><b>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</b></p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第11条</p> <p>3 <b>（削除）</b></p> <p><b>第3章 課税未成年者口座の管理</b></p> <p>（課税管理勘定における処理）</p> <p>第13条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。）</p>

改定前	改定後
<p>の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載又は記録につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>	<p>の振替口座簿への記載若しくは記録又は金銭その他の資産の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録又は預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載又は記録がされる上場株式等又は預入れがされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録又は預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</p>
<p><b>第 6 章 その他の通則</b></p>	<p><b>第 6 章 その他の通則</b></p>
<p>（非課税口座のみなし開設）</p>	<p>（非課税口座のみなし開設）</p>
<p>第 27 条 2017 年から 2028 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>第 27 条 <b>2024 年以後</b>の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が <b>18 歳</b>である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p>
<p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）の提出がされたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において <b>18 歳</b>である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）の提出がされたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で<b>特定非課税累積投資契約</b>（同項第 6 号に規定する<b>特定非課税累積投資契約</b>をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>（異動、死亡時の取扱）</p>	<p>（異動、死亡時の取扱）</p>
<p>第 28 条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき該当する届出書の提出をしていただきます。</p>	<p>第 28 条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき該当する届出書の提出をしていただきます。</p>
<p>① 住所、氏名、個人番号に異動があった場合は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて適用する第 25 条の 13 の 2 第 1 項の規定により、「未成年者口座異動届出書」の提出をしていただきます。</p>	<p>① 住所、氏名、個人番号に異動があった場合は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて適用する第 25 条の 13 の 2 第 1 項の規定により、「未成年者口座異動届出書」の提出をしていただきます。</p>
<p>② 租税特別措置法第 9 条の 9 第 1 項及び第 37 条の 14 の 2 第 1 項から第 4 項までの規定の適用を受けている未成年者口座開設者が死亡した場合は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により「未成年者口座開設者が死亡届出書」の提出をしていただきます。</p>	<p>② 租税特別措置法第 9 条の 9 第 1 項及び第 37 条の 14 の 2 第 1 項から第 4 項までの規定の適用を受けている未成年者口座開設者が死亡した場合は、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 <b>20 項</b>で<b>準用する同施行令第 25 条の 13 の 5</b>の規定により「未成年者口座開設者が死亡届出書」の提出をしていただきます。</p>

改定前	改定後
<p>第 29 条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書の提出をして出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」の提出をしなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p><b>附則</b></p> <p>この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より適用させていただきます。成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。</p>	<p>第 29 条（本契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書の提出をして出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」の提出をしなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p><b>附則</b></p> <p>この規定は、令和 6 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p>

以上